

【法政大学独自】

新型コロナウイルス感染症禍に伴う法政大学大学院 緊急支援奨学金

よくある質問(FAQ)

FAQ は、必要に応じて、今後も更新する予定です。

給与明細について

Q1 : 2020年1月・2月・4月・5月支給分の給与明細を提出することになっていますが、私の勤務先での給与支払い、月末締め翌月払いです。この場合はつまり、12・1・3・4 月に働いた分の給与明細ということになるでしょうか。

A1 : そのとおりです。

Q2 : 私は1月からアルバイトを始めた(たまたま12 月はアルバイトをしていなかった)ので、収入があったのは2月からです。したがって、1月分の給与明細はありません。この場合は対象にならないのでしょうか。

A2 : 1月分の給与明細がない(支給額が0円である)場合も、1・2月(2か月間)の合計収入から4・5月(2か月間)の合計収入を引いたときに10万円以上の減額であれば対象となります。給与明細がない月については、預金通帳の同月の振込金額のあるページのコピーを提出し、アルバイトをしていなかったなど収入がない理由をメモとしてつけてください。減収の計算は、募集要項の給付基準のとおりとなります。

Q3 : 3月までは(勉学のために)あまりアルバイトをせず、4月から本格的にアルバイトをしようと思っていました。これでは私は対象になりませんが、配慮していただけるのでしょうか。

A3 : 減収を要件にしておりますので、申し訳ございませんが、対象にはなりません。

Q4 : 4・5月支給分での計算ではあまり減収していませんが、5・6月支給分では大きく減収となる見込みです。基準となる減収幅であることには変わりありませんが、その場合でも対象になるでしょうか。

A4 : 同じ条件で審査するため、1・2・4・5月支給分の給与明細で審査します。

Q5 : 勤務先が倒産(閉店、休業)となり、5月の給与支給はない上に、それを証明するものをもらうことができません。

A5 : 預金通帳の取引一覧のページにより、本来であれば振り込まれる予定だった5月支給日に、振込がなかったことを示してください。

Q6 : 私の勤務先は現金支給のため、預金通帳の取引一覧に記録は残りません。給与明細は処分(紛失)してしまいました。

A6 : 勤務先に、給与明細もしくは給与が支払われたことを証明する書類の発行(再発行)を依頼してください。

Q7：休業手当が支払われていますが、それは収入とみなされますか。

A7：収入とみなしますので、支給額として計算に含め、それが支払われたことが分かる資料も添付してください。

世帯収入について

Q8：父(母)は自営業のため、給与収入ではありません。この場合、収入額はどのように考えればよいでしょうか。

A8：自営業の方については、所得で計算してください。

返還の必要性について

Q9：この奨学金は返還の必要がありますか。

A9：給付型のため、原則として返還の必要はありません。ただし、申請内容の虚偽等により資格を満たしていないことが判明した場合は、返還の義務が生じる場合があります